

令和元年度

第19回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和元年12月23日（月）
開会13時35分 閉会15時00分

場 所 教育委員室

令和元年度
第19回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県長期教育計画（改訂素案）について
- 第2号議案 令和2年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について
- 第3号議案 教職員の懲戒処分について
- 第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ① 第4回農業高校生の収穫祭及びくじゅうアグリ創生塾への農業機械等の寄附について
- ② 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ③ 部活動の実態把握に関する調査結果について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

5 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第19回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時50分を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第3号議案及び第4号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案及び第4号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議案】

第1号議案 大分県長期教育計画（改訂素案）について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県長期教育計画（改訂素案）について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料1ページをお開きください。

本議案につきましては、大分県長期教育計画の改訂に当たり、パブリックコメントを実施するため、改訂素案の決定について提案をさせていただくものです。

資料の2ページをご覧ください。

こちらは、改訂素案の概要をまとめたものです。

まず、改訂の趣旨は資料の上段左側をご覧ください。

この計画は大分県長期総合計画の教育部門の実施計画であることから、大分県長期総合計画の中間年の見直し等に合わせて、本計画の見直しを行うものです。社会情勢や教育に関する情勢の変化への対応や、大分県長期総合計画の変更及び大分県教育大綱の変更を踏まえ改訂素案を作成しています。

次に、資料の上段右側、計画の性格・役割等の位置付けに変更はございません。なお、改訂後の計画の適用期間は右上の下線部分のとおり、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。

次に、第1章についてです。資料中段をご覧ください。

現行計画からの章立ては変更しておりませんが、「教育改革の経緯」のうち『芯の通った学校組織』の構築による学校改革に関する取組の進捗を踏まえ、現行計画の記載を時点更新しております。

続いて、中段右側の「教育を取り巻く時代の要請」についてです。下線の「急速な技術革新」「自然災害や事件・事故への備え」「多様なニーズに対応した教育機会の提供」「新学習指導要領の実施」など、社会情勢や教育に関する情勢の変化により対応が求められるものを追記している点が主な変更点となっています。

資料下段をご覧ください。

基本理念については、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」を現行計画から変わらず掲げております。「大分県長期総合計画」に基づく八つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進し、計画策定時から最重

点目標としている「全国に誇れる教育水準」の達成を目指して、引き続き、取組を進めてまいります。

ページの一番下をご覧ください。

第1章では、施策を総合的に推進するために必要な視点を現行計画でも記載しておりますが、下線部分は、現行の計画から変更した箇所です。具体的には、「地方創生の推進」「持続可能な開発目標（SDGs）」「学びのSTEAM化」「学校における働き方改革」を追加しています。「新たな教育課題への対応」については、増加傾向にある不登校児童生徒への教育機会の確保や、選挙権年齢及び成年年齢引き下げに伴う主権者教育・消費者教育の充実、また、増加が見込まれる外国人児童生徒等への日本語指導に関する支援の必要性を意識した記述を追加しています。

次に資料3ページをご覧ください。

第2章の各施策の主な内容を記載しており、変更箇所に下線を引いております。時間の関係上、全ての変更点について触れることはいたしません。主な部分について、改訂素案の具体の記載に沿ってご説明します。なお、資料4ページには、各施策の項目を新旧対照形式にしておりますので、適宜ご参照ください。

それでは、改訂素案の13ページをお開きください。

「基本目標I」の「(3)健康・体力づくりの推進」の現状と課題について、上から五つめのポツの記載を追加しております。本県の児童生徒の体力については、着実に向上しているものの、肥満傾向児の出現率が全国平均より高いことや、子ども一人当たりのむし歯本数が全国的に見て多いなどの健康課題があります。

これを受けて、14ページの④の項目に、「生活習慣の改善」を追記したほか、三つめのポツを追加しております。子どもの健康課題の解決に向けて、食育、生活・運動習慣の改善、フッ化物洗口の取組等によるバランスのとれた身体づくりを推進することを現行計画に加える形で記載を変更しています。

次に、19ページをお開きください。

「基本目標I」の「(6)特別支援教育の充実」の主な取組、「①障がいのある子どもの教育環境の整備」を追加しています。第3次大分県特別支援教育推進計画に基づく、特別支援学校の再編整備などの障がい種ごとの教育や職業教育の充実、教室不足の解消など、障がいのある子どもの安全・安心な環境を整備していくことを新たに記載しています。

続いて、21ページをお開きください。

「基本目標I」の「(7)時代の変化を見据えた教育の展開」です。現行計画と比較しますと、①から③までについては既に項目がございますので、記載の時点更新を行っております。また、22ページ「④消費者教育の推進」「⑤外国人児童生徒等に対する支援体制の充実」「⑥先端技術の活用の推進」については、新規に追加したものです。⑥では、県長期総合計画の中間見直しの柱の一つである「先端技術への挑戦」を意識し、新しい時代の到来を見据えながら、子どもたちの力を最大限に引き出すため、教育分野においても先端技術の効果的な活用を推進することを記載しています。

次に、27ページをお開きください。

「基本目標Ⅲ」の「(2) 不登校対策等の充実・強化」についてです。近年、全国的にも不登校児童生徒は増加傾向にある状況で、不登校出現率を減らしていく取組を進めていくことに変わりはありませんけれども、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）の成立などを踏まえて、「現状と課題」の4ポツ目、不登校等の子どもに対する社会的自立に向けた多様な教育機会を確保することが求められていることを追加しています。28ページの主な取組の「③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実」の不登校対策の二つめのポツについては、新たに追加しております。また、目標指標として、「長期不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合」を新たに設定しております。

次に、33ページをお開きください。

「基本目標Ⅳ」の「(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上」です。現状と課題の3ポツ目に、教師の長時間勤務が全国的な課題となる中、子どもと向き合う時間を確保するための学校における働き方改革の推進が必要ということを追加しています。それに対応して、34ページに、主な取組③として、現行計画では「校務環境の整備」として記載していた部分を、校務環境の整備と業務改善の推進の両面から記載することとして、学校における働き方改革の推進の項目としています。教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進めてまいります。

以上のような学校教育に係る部分に関する変更・追加のほかにも、「基本目標Ⅴ」の社会教育の分野では、県内で増加が予想される外国人と住民とのコミュニケーションを図る取組の充実についての記載を追加しております。また、「基本目標Ⅵ」の「文化財・伝統文化の保存・活用・継承」の分野では、今年4月の改正文化財保護法の施行を踏まえて、県の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱の策定について追記し、目標指標として各市町村ごとの地域計画の策定数を設定するなどの変更を加えています。

さらに、「基本目標Ⅶ・Ⅷ」のスポーツの分野では、総合型地域スポーツクラブについて、育成・支援に加え、働く世代への「スポーツプログラム」の提供など、総合型地域スポーツクラブを活用した取組の推進などを追加しています。

以上が、主な変更点の説明となります。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、本日、改訂素案をご決定いただきましたら、パブリックコメントを実施するとともに、年明けには学識経験者や保護者代表等で構成する「大分県長期教育計画委員会」を経て、内容に見直しを加えた上で、県議会定例会で議案を上程させていただくよう、準備を進めてまいります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

不登校対策については、未然防止の対策が大事だと思います。改訂素案の中に、「いつでも相談できる体制」という記載がありますが、学校における相談窓口を明確にして、早めにスクールカウンセラー等につなぐことができるようにしてほしいと思います。

改訂素案の38ページ「多様な学習活動への支援」に関係することで、各地域での教育について、大人が直接子どもに対応するというよりも、中学生・高校生が地域のリーダーとして、地域の幼児や小学生などの世話をするというような意識が必要だと思います。大人がなかなか子どもに関われない中でも、子どもたちの年齢に応じた指導力を育成することにより、地域における幼・小・中・高の連携が充実してくると、地域における指導者を充足できるのではないかと思います。

(林委員)

改訂素案の14ページ「④食育、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進」について、フッ化物洗口などの取組への理解が進んでいないということを知りました。そこで、3ポツ目に、「養護教諭と栄養教諭を中心に、家庭と連携した児童生徒の食習慣・生活習慣を改善する取組の促進」とありますが、「エビデンス(証拠・根拠)に基づいた」というような表記を追加してはいかがでしょうか。フッ化物についても、人間の歯にとっては必須元素と言われる一方で、危険だという考えもある中で、科学的なエビデンスに基づいて指導していくというような記載にした方がよいのではないかと思います。いろいろな議論がある中で、養護教諭や栄養教諭の役割が大事だということを強調した方がよいのではないかと思います。

(高橋委員)

改訂素案の44ページ「生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成」について、総合型地域スポーツクラブを活用した健康の保持・増進と子どもの健康・体力づくりをうまく結び付けるとよいのではないかと思います。その際、地域の方と話すことが必要になると思いますので、自治会の体育委員の方などとよく話しをしてほしいと思います。

(岩崎委員)

改訂素案については、これまで議論してきたことや、総合教育会議で課題として協議したことが全て盛り込まれていると思います。

改訂素案の34ページ「③学校における働き方改革の推進」の「校務環境の整備」の3ポツ目に記載されている専門スタッフ等の活用について、学校の管理職などが専門スタッフ等を活用できていると思っていても、専門スタッフ等の外部

の方から見ると十分ではないと感じているという乖離があるようなので、その乖離をなくせるようにしてほしいと思います。記載されている内容に特に問題はありません。

また、「業務改善の推進」の2ポツ目「勤務時間の客観的な把握と適正な設定を通じた教職員一人一人の働き方に関する意識改革の促進」について、システムへの入力の方法によっては正確に勤務時間を把握できないこともあるかと思いますが、各教職員が客観的な勤務時間を把握するためにやっていることを意識して手続をするよう、取組を進めてほしいと思います。

(松田委員)

改訂素案14ページ「④食育、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進」について、生活習慣などは、10歳頃までに習慣化することが大切ですので、小学校、中学校のそれぞれの時期に応じて取り組む内容を記載すると分かりやすく良いのではないのでしょうか。

(鈴木委員)

県全体の長期総合計画の中間見直し委員会においても、委員の方から教育分野に対する意見が多く、とても期待されていると感じています。

しかし、委員による活発な議論が交わされていることはいいことですが、見直し委員会などにおいて、紙による資料が多く配付されています。資源の節約や働き方改革の観点から、会議での紙の削減やデータ化ということを意識した取組を進めてもいいのではないのでしょうか。

(工藤教育長)

定例の部長会議などでは、既に紙ではなく、タブレット端末を利用した電子データにより会議が行われています。SDGsの観点からも、今後、検討していきたいと思います。

(工藤教育長)

今回いただいた意見も整理をして、改訂作業を進めてまいります。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【議案】

第2号議案 令和2年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「令和2年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」
渡辺教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

2ページをご覧ください。

この異動方針は、教育庁本庁、地方機関及び学校を除く教育機関の職員の定期人事異動に当たり、「第1 基本方針」「第2 昇任等」「第3 異動」「第4 退職」の4項目について毎年方針を定めているものです。

昨年度からの主な変更点、3点についてご説明いたします。

資料は、5ページ新旧対照表をご覧ください。右側が令和2年度の異動方針(案)となっております。

まず1点目は、「第1 基本方針」の本文3段落目に追加した「次世代育成や女性活躍」についてです。現在、第4期計画を策定中の特定事業主行動計画や女性活躍推進計画に基づき、女性職員の管理職や事業・予算管理部門等への登用を推進してまいります。

2点目は、「障がい者活躍」についてです。1点目の女性活躍の追記部分に続いて、障がい者活躍に向けた環境整備の推進を追記しています。令和2年4月から施行される改正「障がい者雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、「障害者活躍推進計画」を年度内に策定するとともに、一定数以上の障がい者を雇用する所属に「職業生活相談員」を選任するなど、受入環境の整備を進めてまいります。

3点目は、職員の業務管理及び勤務時間管理についてです。2点目の障がい者活躍の次に追記しています。教育庁の時間外勤務が多い状況に鑑み、職員がその持てる力を最大限に発揮するため、管理監督者による適切な業務管理及び勤務時間管理を進めてまいります。

関連して、「第2 昇任等」の2項の管理監督者の登用に当たっては、組織マネジメントや部下職員の育成能力に加え、徹底した勤務時間管理や業務の効率化を実践できる人材の登用を図っていきます。

そのほか、字句の整理を行っております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のあ

る方はお願いします。

(松田委員)

女性の管理職等への登用率については、日本は世界の中でも低い状況にありますので、今回の人事異動方針の中に盛り込むことは大変意義のあることだと思います。しかしながら、例えば、一律に「女性が全体の3分の1以上」といったような形式的な数字にばかりとらわれるのではなく、女性ならではの観点が必要であると考えられる部署に配置するといった「適材適所」の人事異動を考えてほしいです。

(林委員)

「第4 退職」の箇所における定年引上げについて、今後、国が導入する予定という中で、「国や他県の状況等を注視しながら」としてはいますが、本県においても優秀な先生方が多く退職していく中、再任用の希望者が少なく大変厳しい状況であると伺っていますので、本県として、もう少し踏み込んで検討をする、あるいは先駆けてやるという内容でもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

(工藤教育長)

その点については、既に事務局内部でも議論・検討しているところです。管理職も含めた退職教員が多い昨今、彼らを教員としてつなぎ止めるためにどういう処遇が用意できるのか、十分な検討をしなければいけません。他県では、再任用であるものの管理職等の役職に就いて立派に活躍されている方の事例もそれなりにありますので、それも参考にしながらと考えています。ただその中で一点だけ注意しなければならないのは、公平・公正性を担保できるような仕組み作りをしなければならないということです。「我々の目に適った者だけでいい」ということにはなりませんので、客観性を持った選考基準が必要です。そしてまた、自ら（再任用を希望し）手を挙げた方々についても、その中からどのような基準で登用していくのか、しっかり見定めながら検討していきたいと思えます。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 第4回農業高校生の収穫祭及びくじゅうアグリ創生塾への農業機械等の寄附について

(工藤教育長)

それでは、報告の①「第4回農業高校生の収穫祭及びくじゅうアグリ創生塾への農業機械等の寄附について」久保田 高校教育課長から報告いたします。

(久保田高校教育課長)

まず、第4回農業高校生の収穫祭についてご説明をいたします。

資料1 ページをご覧ください。

この収穫祭は、県内9校10学科の農業系学科で学ぶ高校生が日頃の実習等を通して生産した収穫物に感謝をするとともに、県民の方々に農業高校の取組を知ってもらい、担い手育成の重要性について関心を持っていただくことを目的としています。

今年度は、来年1月18日の土曜日に、JR大分駅北口前のイベントスペースで、10時30分から開催をいたします。各校の特色ある取組を紹介する展示やアトラクション、無料体験コーナー、あるいは地域の特産品を用いた新商品の紹介など、各校の特色を広く発信する機会にしていきたいと考えております。

次に資料2 ページをご覧ください。

J Aグループ大分による農業機械等の贈呈式をこの収穫祭に併せて開催いたします。この度、J Aグループ大分様より、県教育委員会に対し、明日の大分県農業を牽引する農業の担い手育成について、大分県のJ Aグループ全体として支援したいとの要望をいただいております。協議の結果、くじゅうアグリ創生塾における魅力ある研修を行うために必要となる農業機械等をご提供いただくという運びとなりました。この収穫祭を機会に贈呈式を執り行いたいということでありませう。ご寄附いただく内容といたしましては、乗用トラクターや歩行型管理機、軽トラックなどの農業機械や車両関係になっております。贈呈式では、農業機械の贈呈式及び県教育委員会から感謝状の贈呈式を行いたいと考えております。当日は、J Aグループ大分様より、今回の寄贈において中心となりご尽力いただいた全国共済農業協同組合連合会大分県本部から運営委員会会長を始め関係者の方々にご出席いただく予定となっております。今回のご支援を機会に、くじゅうアグリ創生塾の研修が更に充実し、県農業教育の更なる活性化にいかしていきたいと考えております。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いしま

す。

(松田委員)

本日の午前中に、私が代表を務めるNPO法人アシスト・パル・オオイタ(※)の会議があったのですが、その際に、今回の農業高校生の収穫祭や久住高原農業高等学校のことが議事に挙がり、高校と連携した取組について学校の先生方と一緒に話を進めているということ伺いました。同法人が行っている「自然環境保全」や「人材育成」といった観点から取組に対するアドバイスをする等ご協力させていただきたいと思ひますし、必要なことがあれば随時相談してほしと思ひます。

※ 青少年から社会人までの県民・市民に対して、自然環境保全を始め、文化・スポーツ、福祉の増進、まちづくり、子育て支援、人材育成に関する事業を行い、この事業を通して将来的に活動するリーダーの育成を図ることを目的とする団体

(久保田高校教育課長)

ありがとうございます。是非相談させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(工藤教育長)

そういうことで、収穫祭及び贈呈式を来月行いますので、もしご都合がつけば是非参加していただきたと思ひます。

【報 告】

② 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(工藤教育長)

次に、報告の②「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」加藤 体育保健課長から報告いたします。

(加藤体育保健課長)

資料4ページをお開きください。

これは、体力合計点に見る全国順位の推移です。今年度の順位は、太線で囲んでいます。小学校5年生男子が2位、小学校5年生女子が4位、中学校2年生男子が過去最高の3位、中学校2年生女子が9位、小学校5年生の男女、中学校2年生男子が全国トップ5入り、中学校2年生女子を含めると、全て10位以内という結果でございます。なお、()内は九州順位を示してありまして、2年連続で全て1位です。

5ページ、6ページは、調査項目ごとの年次比較を示したものです。

5 ページは、小学校 5 年生の年次比較で、上段が男子、下段が女子です。表中の「◎」は全国平均以上の項目、そして、網掛け部分は過去最高値ということです。小学校は男女とも全ての項目、そして、合計点において全国平均を上回り、合計点においては、男女とも過去最高値となった昨年に次ぐ得点という状況です。

続いて 6 ページです。中学校 2 年生の年次比較となっています。

まず、持久走の欄を見ていただきますと、平成 24 年度から本年度まで全て全国平均を下回っている状況ですが、これは、持久力を見る調査項目は、中学生の場合、20m シャトルランか持久走のどちらかの選択ということになっていました。持久走のみの選択者は、全県で男女それぞれ約 40 名程度、割合にして約 1% のみで、全県の中学生の約 99% は 20m シャトルランを選択している状況ですので、持久力を見る調査項目としては、20m シャトルランを見ていただければと思います。

上段の男子ですが、持久走を除く 8 項目全てにおいて全国平均を上回っておりまして、長座体前屈、立ち幅跳びにおいて過去最高値となっています。

下段の女子においては、7 項目で全国平均を上回り、50m 走、立ち幅跳びで過去最高値となっていますが、上体起こしで全国平均を下回っている状況です。

なお、男女ともに合計点では、小学校と同様に過去最高値となった昨年に次ぐ得点となっております。

次に 7 ページをご覧ください。

この表は、総合評価 C 以上の児童生徒数の割合を年次推移で示したものです。総合評価とは、右下の表にございますが、全ての調査項目の合計点を換算して点数化し、A から E までで判定したものです。例年、本県では、総合評価 C 以上を評価の高い層として見ていますが、太線で囲んでいる本年度の割合は、全ての学年で、全国平均を上回る結果となっています。なお、この結果は、過去最高値となった昨年度に次ぐものです。

8 ページをご覧ください。

上段の表は、体育の授業を除いた 1 週間当たりの運動実施時間の平均ですが、本県は全ての学年で全国平均を上回っているものの、本県、全国共に 2 年連続で運動実施時間が減少傾向にあることが見て取れると思います。

下段の表は、1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合ですが、本県は全ての学年で全国平均を下回っており、特に小学校 5 年生男子において過去最低となっています。また、小学校、中学校共に女子の割合が高く、依然、顕著な男女差が続いている状況です。

9 ページをご覧ください。

この表は、運動やスポーツに対する愛好度を示したもので、「運動やスポーツをすることが好きですか」という問いに、「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合を示しています。経年で見ますと、本県は平成 29 年度からは全体的に愛好度は高まってきてますが、小学 5 年生女子がここ数年、全国平均を若干下回っているという状況です。

10 ページをご覧ください。

体力向上に向けた学校の取組に係る調査結果から、学校の組織的な取組に関する質問を抜粋した表です。小学校、中学校共に全国との差が10ポイント以上の項目に網掛けをしています。中でも、中学校の「保健体育授業以外で体力・運動能力向上の取組」という項目では、全国平均を27.5ポイントも上回っており、本県の体力が高い水準に位置している要因として、学校の組織的な体力向上に向けた取組が挙げられることを示す結果となったと言えます。

以上が、今回の結果報告ですが、本県の体力は本年度も高い水準に位置していますが、一方において、先程説明しました総合評価D・E層の運動の苦手な児童生徒が依然として2割以上まだ存在していること、そして、全体的に運動の実施時間が減少傾向にあること、運動の実施時間、愛好度共に男女差が顕著であることが課題として挙げられます。今後も、運動やスポーツが苦手や嫌いな児童生徒に対して、「わかる・できる・たのしい」授業となるよう、体育の授業改善を小学校体育専科教員や中学校体育推進教員の活用を通して推し進めていくことや、「一校一実践」に代表される学校全体での組織的・計画的な体力向上への取組をより一層推進していくことで、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

先日、学校訪問の際に体育専科教員の授業を見させていただきました。当該教員は、良い例と悪い例をお手本で見せながらという形式で授業をしていましたが、運動は自分自身の身体で覚えなければいけないことであるため、「こうしたらよく跳べる」や「こうしたら出来映えがきれいに見える」ということを自主的・主体的に考えさせながら指導するべきところ、そういった点が少し不足していると感じました。

小学校の体育は「できる・褒められる・好きになる」ということがとても大事ですので、あまり完璧な出来映えを求めると、逆に運動嫌いな児童生徒が増えるのではないかと感じます。

教員に対しては、運動が苦手な児童生徒が運動を好きになるような言葉の掛け方、あるいは一人一人の特性に応じた体育の指導方法について、しっかりと研修してもらいたいです。

(加藤体育保健課長)

小学校体育専科教員や中学校体育推進教員を対象とした研修会を県教育委員会では実施しています。児童生徒が、「より分かるようになる」「できるようになる」「好きになる」ような授業がいかにあるべきかを、いただいたご意見を参考にし

ながら、研修を深めていきたいと思えます。

(岩崎委員)

「1週間の総運動時間60分未満の児童生徒の割合」が全ての校種で全国平均を下回っているわけですが、これは、先程説明があった「本調査結果の全国順位が全ての校種において10位以内であった」という結果と矛盾するように見えるのですが、この原因として、総合評価がD・E層の児童生徒、あるいは「運動を好きでない」と考えている児童生徒が、当該割合の中に一定程度含まれていると考えればいいのでしょうか。

(加藤体育保健課長)

直接的に結び付いているというデータは持ち合わせておりませんが、そのような傾向があるということで分析し、取り組んでいます。ここでは、いわゆる2極化が顕著に現われていると判断しています。

(高橋委員)

2年連続九州1位ということで、素晴らしいと思えますので引き続き取組を進めていただきたいと思います。

ただ、一つ気になることが、児童生徒の身体の硬さです。そのことと食事や生活環境との因果関係を示すようなデータはあるのですか。

(加藤体育保健課長)

密接な関係性を示すデータは、我々はつかんでおりませんが、身体の柔らかさを示す長座体前屈のデータが総合的には高いものの、個別に見ると改善すべき点があると考えています。市町村にも結果のデータが届くので、分析をしながら体育の授業等で学校全体で改善に取り組んでまいります。

(高橋委員)

最近、姿勢が悪い児童生徒が多いことが気になっています。体力との因果関係もあるのではないかと考えます。テレビゲームのし過ぎなども気になっていたもので、どこかで取り上げていただきたいと思います。

(鈴木委員)

私は、平成24年に県外から本県に転居してきたのですが、それまで住んでいた地域が平らな場所だった影響からなのか自分の子どもは走るのがそれ程速くありませんでした。しかし今では、アップ・ダウンがある場所に住んでいるからか、子どもは本当に走るのが速くなりました。また、当時、子どもと同じ学校に通う児童生徒たち、そして、その中の比較的体格が大きな児童生徒たちも、皆さん走るのが速かったです。運動に関する取組が、学校でも地域スポーツでも非常に盛んで、目に見えて体力が付き、運動能力が上がってきました。

ちょうど大分県の体力が伸びてきた頃に私も転居してきたので、実感として、取組が効果的だったと感じますし、なぜここまで向上したのかというデータや実例を今後もいかしてほしいと思います。親として取組に大変感謝しています。

(松田委員)

現代の児童生徒は筋力が非常に弱いと感じています。学校の運動の中で、「重い物を持つ」「押す」「引く」といった動きがあまりないことに加え、学校内に遊具があまりないことも影響しているのではないかと感じています。

危険なものをとっさに避ける身のこなし(瞬発性)などは、日常生活の中にその動きを取り入れて訓練していくことで、更に効果が上がると思います。

【報 告】

③ 部活動の実態把握に関する調査結果について

(工藤教育長)

次に、報告の③「部活動の実態把握に関する調査結果について」加藤 体育保健課長から報告いたします。

(加藤体育保健課長)

この調査は、本年度4月から9月までの6か月間を対象として、本年度4月に運用を開始した「大分県の部活動の在り方に関する方針」の徹底状況を、県下の県立、公立、国立大学法人、私立の全ての中学校、高等学校、特別支援学校において実施したものです。

調査内容は、方針の内容を学校長が取り組むこと、部顧問が取り組むことにそれぞれ整理して、質問項目を作成しました。

以下の説明は、学校長の回答状況、部顧問の回答状況の順で説明いたします。なお、中学校は公立中学校、高校は県立高校の状況を中心に説明いたします。また、運動部、文化部それぞれの結果は記載していませんが、徹底できていない部分について、それぞれの状況を口頭で説明いたします。

資料1ページをご覧ください。学校長が回答した項目です。

「1. 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表しましたか」という質問です。公表していないと回答したのは、中学校では18.6% (22校)、高校では12.5% (5校)です。公表していない主な理由は、下記のとおり「公表はしているがHPではしていない」とあります。PTAや部の保護者会で公表しているという回答が多かったです。

次に「2. 各学校において、適正な数の部活動を設置できているか」です。中学校では14.4% (17校)、高校では22.5% (9校)が適正な部活動数ではないと回答しています。主な理由は、「生徒数が減った中で、生徒数が多い

時の部活動数のままになっている」「教職員の数に対して適正とは言えない」となっています。

次に2ページの「3. 学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図っていますか」です。中学校では4. 2%（5校）、高校では5%（2校）が、適正な体制の構築が図られていないと回答しています。主な理由は「人材の確保が困難である」ということです。

「4. 顧問の複数配置を可能な限り行っていますか」です。中学校では3. 4%（4校）が、複数配置ができていないと回答しています。高校では全て複数配置ができています。

3ページの「5. 毎月の活動計画、活動実績の確認等により、校長として適宜、指導・是正を行いましたか」です。中学校・高校共に全てできていると回答しています。

「6. 関係者が共通理解を図る場を設定しましたか」です。中学校では4. 2%（5校）、高校では22. 5%（9校）が、できていないと回答しています。主な理由としては、「教職員、保護者、部活動指導員、外部指導者を一堂に会する機会を設定することは困難」とあり、それぞれにおいては何らかの情報を共有することで連携を図っているが、「○」か「×」かでは「×」と回答した学校がありました。また、「外部指導者との連携が難しい」と回答した学校長もいました。

次に4ページの「7. 業務改善及び時間管理等を行いましたか」です。中学校では1. 7%（2校）、高校では2. 5%（1校）が、できていないと回答しています。「勤務時間管理は行っているつもりだが、実態として業務改善が難しい」と考えた校長が「×」を付けている状況です。

「8. 体罰・ハラスメントの根絶は徹底していますか」という問いに対しては、中学校・高校共に校長は、全て徹底できていると回答しています。

次に5ページの「9. 熱中症事故の防止等の安全確保をしていますか」です。中学校・高校共に全て安全確保ができていると回答しています。

「10. 部活動の休養日を設定していますか」です。中学校・高校共に校長は全て、設定していると回答しています。

6ページ「11. 基準に沿った活動時間を設定していますか」という問いに対して、中学校・高校共に全て、設定していると回答しています。

「12. 長期休業中に連続した休養日やある程度長期の休養時間を設定しましたか」です。中学校・高校共に全て設定したと回答しています。

7ページ「13. 部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表していますか」です。設定はしているが公表はしていないと回答したのは、中学校では7. 6%（9校）、高校では27. 5%（11校）です。設定も公表もしていない学校はありません。理由として、「学校としてはしていないが、各部で行っている」という学校が幾つかありました。

「14. 活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、運用を徹底していますか」です。中学校では2. 5%（3校）、高校では2. 5%（1校）が、運用を

徹底していないと回答しています。指導は行うが、徹底には至っていないという状況です。

次に8ページの「15. 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討しましたか」です。検討したかどうかを聞いています。検討はしたが設置はできていないと回答したのは、中学校では41.5%（49校）、高校では17.5%（7校）です。検討もしていないのは、中学校では28%（33校）、高校では47.5%（19校）です。できていない主な理由は「教職員数と生徒数減の関係から新たな部の設置は難しい」とのことです。先程の適正な数の部活動との関係で、新たな部を起こすためには、何かの部を廃部にしなければいけないということもあり、検討に至っていないとのこと。

「16. 総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域のスポーツ団体との連携などによる、部活動の整備・充実を推進しましたか」です。整備・充実できていないと回答したのは、中学校では46.6%（55校）、高校では45.0%（18校）です。「人材の掘り起こしができていない」「そもそも地域に団体がない」「保護者の理解や費用の問題」などが主な理由として挙げられています。

9ページ「17. 地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促しましたか」です。理解や協力を促していないと回答したのは、中学校では、16.9%（20校）、高校では22.5%（9校）です。「×」が付いた主な理由として、「考え方が、県や学校の目指す方向と合致しない保護者や地域の団体がいる中では難しい」という状況です。

「18. 生徒が参加する大会等を精査しましたか」です。精査していないと回答したのは、中学校では、13.6%（16校）、高校では20%（8校）です。「保護者や顧問の願いがかなり強い状況の中でなかなか精査できない」と答えています。

以上が学校長の回答です。

続いて部顧問です。

10ページ「1. 情報提供をしていますか」です。作成も提出もしていないと回答したのが、中学校では2.1%（21部）、高校では6.4%（56部）です。

「2. 体罰・ハラスメントの防止」です。数値からおおむねできていると判断しています。

「3. 熱中症事故防止」です。安全確保「×」が付いている部は少ないですが、ここは、運動部よりも文化部が数が多い状況です。活動場にエアコン等がないとのこと。

「4. 意見交換などをして、目標・指導の方針を設定していますか」です。意見交換等ができていないとする数値は少なく、中学校では1.9%（20部）、高校では2.1%（18部）と、いろいろな形を通して、顧問が生徒と意思疎通を図りながら設定できている状況が見えます。

12ページ「5. 科学的なトレーニングの積極的な導入によって練習ができていますか」です。高校で20%と高いのですが、運動部よりも文化部が、できて

いないと回答した割合が高いです。科学的トレーニングという質問内容が、文化部には適さなかったという状況です。運動部においては、高校67部ができていないと回答しており、14.3%という状況です。

13ページ「7. 休養日の設定」です。部顧問による回答ですので、この結果がほぼ実態ではないかと考えています。高校では13.4%（117部）が、休養日の設定ができていないと回答しています。

「8. 基準に沿った平日の休養日を確保しましたか」です。中学校はほぼ確保していますが、高校では8.5%（74部）が確保していないと回答しており、運動部と文化部が約半数ずつです。

続いて14ページ「9. 休日の休養日の確保」です。確保できていないのは、高校が顕著です。8.6%の75部で、特に運動部が確保できていません。

「10. 活動時間の設定をしていますか」です。数値的にはおおむね適切です。

15ページ「11. 平日の平均活動時間」です。中学校が2時間、高校が3時間と基準を示している中で、それ以上と答えたのは中学校で1.9%、高校で1.3%とあまり高くありません。

「12. 休日の活動時間」です。休日は、中学校では3時間、高校では4時間と基準を示しており、それ以上と答えたのは、中学校で13.2%、高校で8.7%でした。

16ページ「13. 長期休業中の平均活動時間」です。ここでの回答の傾向は、先程の休日の傾向とほぼ同じです。

「14. 長期休業中は連続した休養を設定したか」です。数値を見るとおおむね設定できているという状況です。

最後に17ページです。「15. 休養日と設定した日に大会参加等で活動した場合、他の日に振り替えたか」です。確保できていないと回答したのは、中学校では1.4%（15部）、高校では4.2%（37部）です。

「16. 大会参加等で、活動時間が上回った場合、週や月単位で調整しましたか」です。調整できていないと回答したのは、中学校では2.5%（26部）、高校では5.6%（49部）です。

以上ですが、今後は、方針について、再度周知するとともに、方針が徹底できていない学校（部）に対して、個別に詳細な状況を聴取り、適宜指導してまいります。

また、短時間で効率的、効果的な練習について、先進事例を用いるとともに、医科学的なエビデンス（証拠・根拠）などについても、部顧問に研修を通して周知してまいります。

さらに、拠点型部活動の設置や、外部人材の活用を積極的に図ってまいりたいと考えています。

なお、年度末に向けて、部顧問、生徒を対象とした部活動に対する満足度や負担感、意義などの意識調査について実施する予定としています。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

細部にまで至る詳細な実態調査をしていただきまして、大変お疲れ様でした。このような素晴らしいデータがあれば、今後、部活動における先進的な取組が大分県で行われ、良い方向に進むのではないかと期待しています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますか、その前に、公開でそのほか何かございませつか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

次に、第4号議案「教職員の懲戒処分について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第19回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。